

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第6回ワーキング

日 時 : 令和6年9月19日(木) 13:30~
場 所 : 神戸市役所4号館1階(危機管理センター)

議事次第

1. 開会あいさつ
2. 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)における追加検討
 - 1) 防災基本計画の修正を踏まえた検討(火山編・雪害対策編)【資料1】
 - 2) 能登半島地震を踏まえた検討【資料2】
 - ①自衛隊との連携
 - ②通信途絶時の対応(自動発進にむけて)
 - ③有事の際の交通渋滞への対応
 - 3) 道路啓開計画(案)の改訂スケジュールについて【資料3】
3. 第5回ワーキングにおける意見とその対応状況【資料4】
4. 閉会

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第6回ワーキング

出席者名簿

日 時:令和6年9月19日(木) 13:30～
場 所:神戸市役所4号館1階(危機管理センター)

機関名・所属	役職	氏名	適用
国土交通省近畿地方整備局	兵庫国道事務所長	堤 英彰	座長
国土交通省近畿地方整備局道路部	道路管理課長	三浦 淳	(代理)課長補佐 徳永 晋哉
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長	岩崎 直晃	
兵庫県土木部	道路保全課長	高橋 篤志	(代理)班長 阿江 誠
	港湾課長	菅野 長久	(代理)班長 久米 秀和
兵庫県阪神南県民センター	西宮土木事務所長	岸本 至泰	(代理)道路第2課長 芝本 芳生
	尼崎港管理事務所長	前田 直昭	(代理・web)業務管理課長 三輪 哲也
兵庫県淡路県民局	洲本土木事務所長	勝野 真	(代理・web)道路第1課長 渡利 淳
神戸市建設局	道路工務課長	富田 英明	
神戸市港湾局	海岸防災課長	森本 良二	
	神戸港管理事務所長	喜多 俊文	
尼崎市都市整備局	土木部長	仁尾 克己	(代理)道路課長 片瀬 元
西宮市土木局	道路部長	永井 貴裕	(代理)道路建設課係長 大島 弘稔
芦屋市都市政策部	参事	足立 覚	
洲本市	都市整備部長	高町 直孝	(web)
南あわじ市	産業建設部長	多田 孔充	(web)
淡路市	都市整備部長	高田 茂和	(代理・web)建設課長 高田 佳範
兵庫県警察本部	交通規制課長補佐	泉 慶治	(代理)係長 寺本 克志
防衛省陸上自衛隊第3師団第3特科隊第3科	火力調整幹部	山城 佳弘	(欠席)
西日本高速道路株式会社関西支社 保全サービス事業部	保全サービス統括課長	林 武志	(代理・web)担当 石原 将太郎
阪神高速道路株式会社保全交通部	保全企画課長	奥西 史伸	(代理・web)課長補佐 新井 偉史
本州四国連絡高速道路株式会社 神戸管理センター	副所長	村上 博基	(代理・web)計画課長 大西 貴浩

一般社団法人兵庫県建設業協会 本部	事務局長次長	本田 吉秀	(代理・web)事務局長 廣田 俊彦
一般社団法人兵庫県建設業協会 尼崎支部	事務局長	藤田 登志和	(web)
一般社団法人兵庫県建設業協会 西宮支部	事務局長	清木 英男	
一般社団法人兵庫県建設業協会 神戸支部	事務局長	佐藤 好之	(web)
一般社団法人兵庫県建設業協会 淡路支部	事務局長	守先 均	(web)
神戸市建設協力会	事務局長	山本 良人	
尼崎建設業組合	理事長	徐 幸一	(web)
西宮建設協会	代表理事	木島 一二	(代理)事務局長 清木 英男
芦屋建設業組合	会長	池本 浩志	(web)
協同組合 芦屋瀨風会	理事長	木下 大一	(欠席)
淡路建設業協会	会長	藪淵 修司	(欠席)
洲本市建設業協同組合	理事長	高見 順	(代理)副理事長 甲嶋 久知
南あわじ市建設業安全・安心協力会	会長	森 宏文	(代理・web)土木部長 斎藤 博士
関西電力株式会社神戸本部配電グループ	チーフマネジャー	前中 達矢	(代理)副長 林 和憲
西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部 マネジメント担当災害対策室	次長	安田 誠	(web)

< 事務局 >

国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所

兵庫県土木部道路街路課
兵庫県土木部道路保全課
神戸市建設局道路工務課

副所長 小丸 博司

管理第二課 専門官 二村 尚人、機械係長 永井 弘、指導官 河合 源悟

主査 小寺 慶一

主幹 早田 浩二

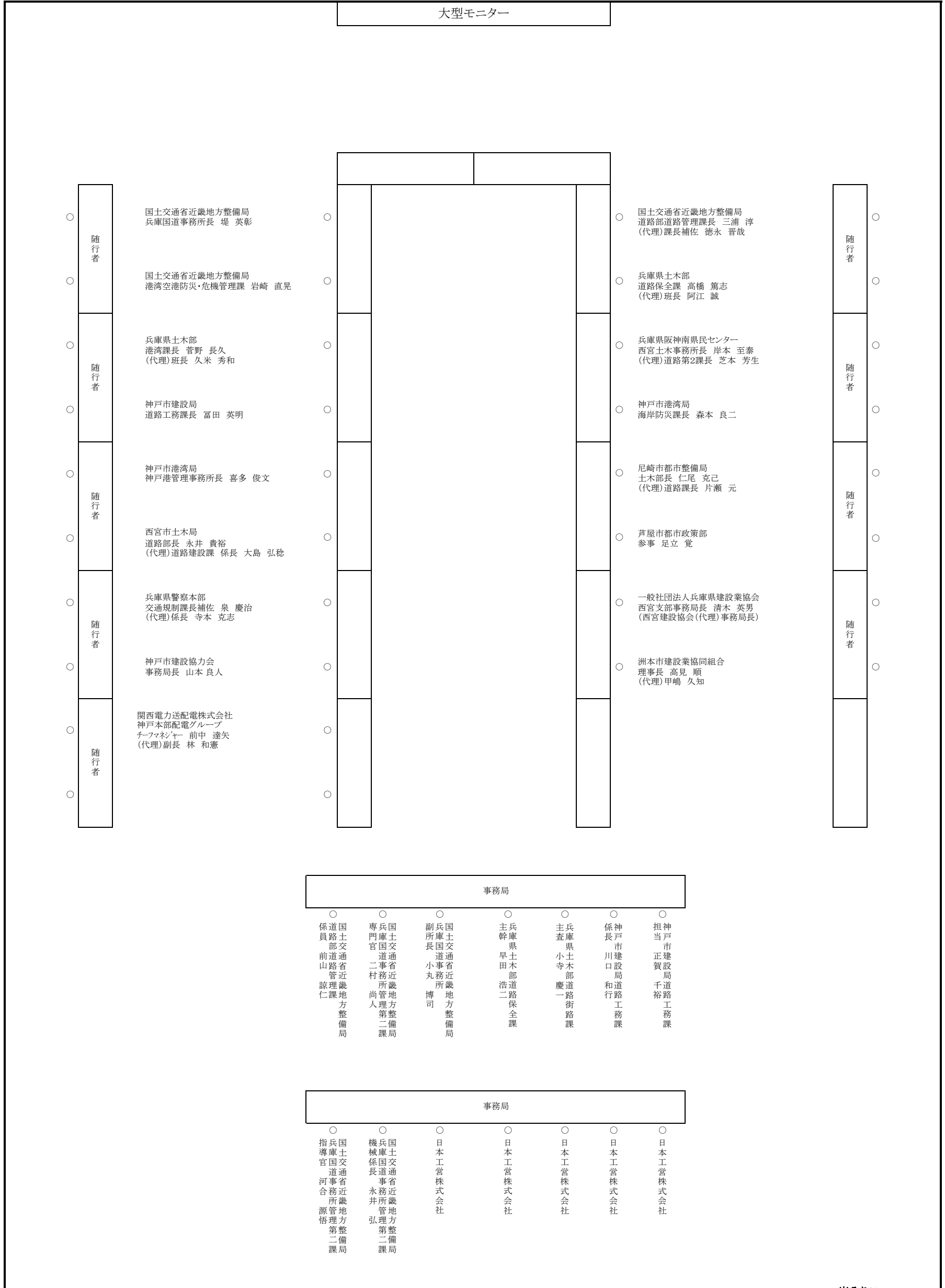
係長 川口 和行、担当 正賀 千裕

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第6回ワーキング

配席図

日時:令和6年9月19日(木) 13:30~
場所:神戸市役所4号館1階(危機管理センター)



出入口

防災基本計画における道路啓開計画の位置付け

災害対策基本法

防災基本計画(令和6年6月28日修正)

第2編 各災害に共通する対策編 ※

第1章 災害予防

○国〔国土交通省〕は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模火事災害、林野火災 に共通する対策

国土交通省 防災業務計画(令和6年6月28日修正)

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

○発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。計画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

地方整備局等の道路啓開計画策定状況（令和6年7月5日時点）

【策定済】北海道、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄

【策定中】東北、北陸

地域防災計画

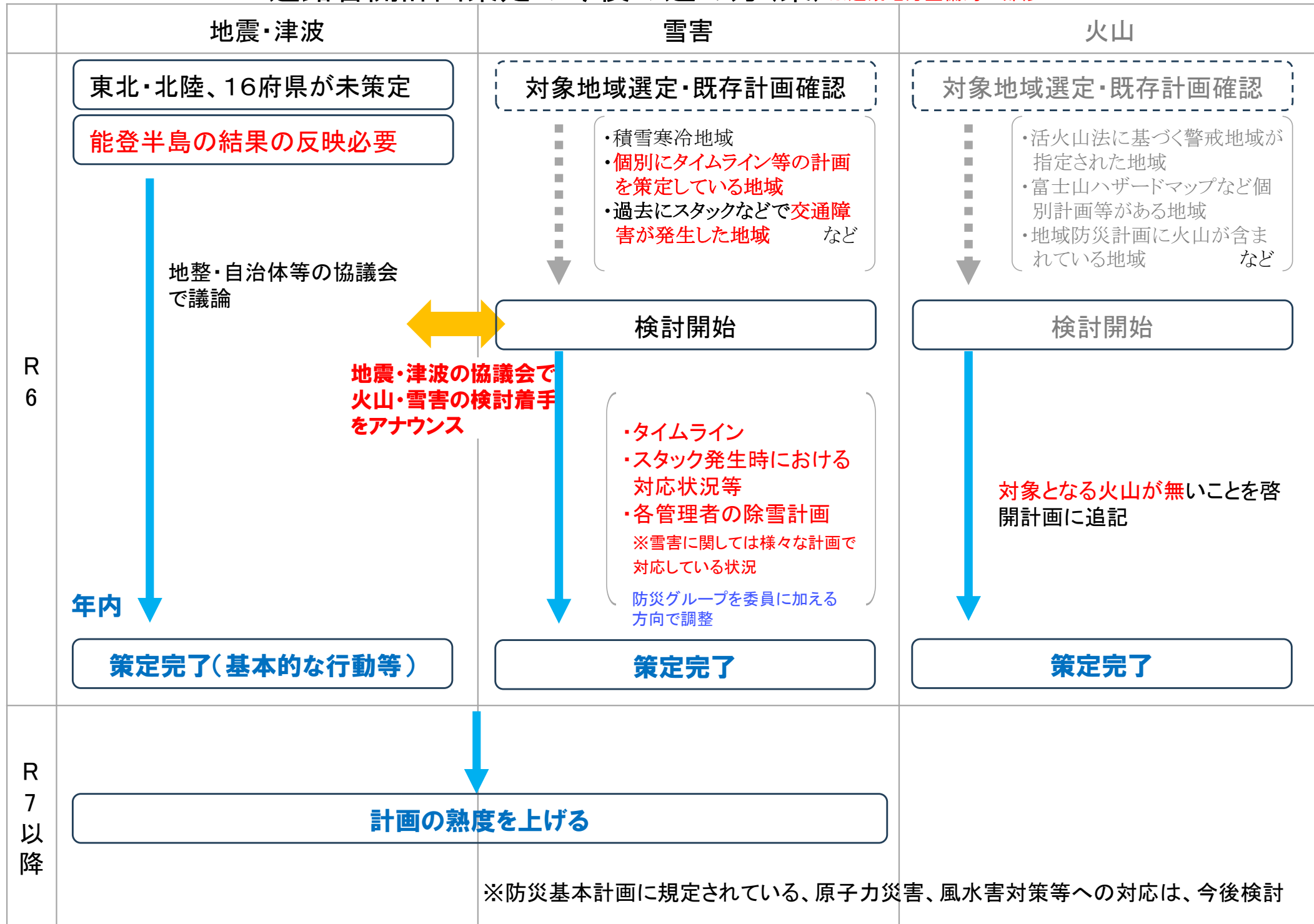
※都道府県、市区町村ごとに地域防災計画へ位置づけ。

31都道府県で道路啓開計画済（令和6年7月5日時点）

防災基本計画における「道路啓開計画」の記載内容

修正年月	各災害に共通する対策編 (H26.1修正により新設)	地震災害対策編 風水害対策編	津波災害対策編 (H23.12修正により新設)	火山災害対策編	雪害対策編	事故災害対策 海上災害対策編、鉄道災害対策編 道路災害対策編、原子力災害対策編 危険物等災害対策編 大規模な火事災害対策編 林野火災対策編	その他の災害に共通する対策編 (H26.1修正により消滅)	改訂概要
S38.6～		(記述無し)		(記述無し)	(記述無し)	(記述無し)	(記述無し)	
H20.2		第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の 道路の障害物除去、応急復旧等 に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。		第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、 道路の除雪 、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。	(記述無し)	(記述無し・参考) ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。	
H23.12		第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、 道路の除雪 、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。	(記述無し)	(記述無し・参考) ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。	津波災害対策編に「 道路啓開等の計画 」が初掲載 ※他の自然災害対策編には、「 応急復旧計画 」と記載
H24.9		第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、 道路の除雪 、障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	(記述無し)	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	全ての自然災害対策編とその他の災害対策編に「 道路啓開等の計画 」を記載
H26.1	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の 火山噴出物等 の道路の障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	第1章災害予防 ○道路管理者は、 道路の除雪 、障害物除去による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	(記述無し)		「その他の災害に共通する対策編」を「各災害に共通する対策編」に再編
H26.11、H27.3の改訂では、関係箇所修正なし								
H27.7	第1章災害予防 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（ 火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。 ）による 道路啓開 、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、 道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	道路啓開計画に関する記述を「各災害に共通する対策編」に集約。 ※事故災害対策も対象に。
H28.2、H28.5、H29.4、H30.6、R元.5、R2.5、R3.5、R4.6、R5.5の改訂では、関係箇所修正なし								
R6.6 現在	○ 国（国土交通省） は、発災後の道路の障害物除去（ 路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。 ）による 道路啓開 、応急復旧等を迅速に行うため、 協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。 また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、 道路啓開等 に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	(各災害に共通する対策編を参照)	道路啓開等の計画の 立案主体 を「 道路管理者 」から「 国（国土交通省） 」に修正。

道路啓開計画策定の今後の進め方(案) ※近畿地方整備局一部修正



➤ 自衛隊との連携強化を図るため、道路啓開の実働作業等について検討

● 能登半島地震における自衛隊との連携による道路啓開の実施

国道249号における陸海空からの緊急復旧（自衛隊との連携）

令和6年1月19日（金）7:00時点

- 孤立集落の解消にむけ、自衛隊と連携し、内陸からにくわえて海側から、くしの歯状の緊急復旧を順次実施
- あわせて国道249号の被災箇所について、本復旧にむけた現地調査に1/17より着手

✖ : 被災規模 大



陸側、海側から重機を搬入し、緊急復旧を加速

自衛隊と連携し、海側から人員・資機材を搬入し、陸路から到達困難な箇所、緊急復旧を推進

○ 1/11より、TEC-FORCE(国土交通省緊急災害対策派遣隊)が空からヘリで着陸し、道の駅を拠点として現地調査を開始

○ 1/14から自衛隊と連携により、重機を海側(深見海岸)から搬入し、沿岸部の緊急復旧を加速

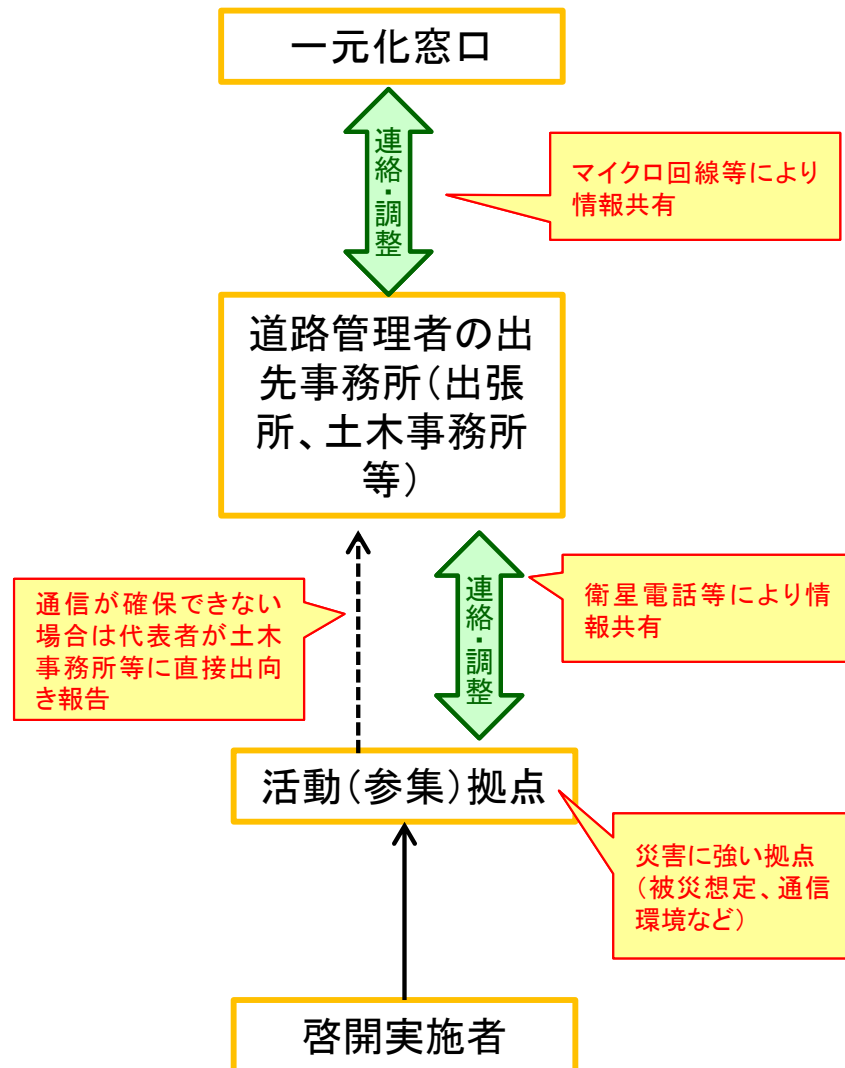
○ 内陸からにくわえて海側からも緊急復旧を順次実施し、1/16に輪島市役所から千枚田間の緊急復旧が完了



能登半島地震を踏まえた検討（②通信途絶時の対応(自動発進に向けて)）

- 今後、通信途絶時における通信手段等について阪神淡路地域においても検討が必要
- 通信が途絶した場合における連絡方法や啓開業者等の自動参集等について検討

○通信途絶時における情報共有の流れ(案)



【今後の調整事項(案)】

- ①参集拠点(活動拠点)と道路管理者の出先事務所(土木事務所等)との連絡先について
⇒建設業団体代表者が各道路管理者のどこに連絡を行うべきか(出先事務所の担当等)
通信途絶時以外でも、自動発進(自動参集)が出来るよう拠点を予め決めておく
- ②上記担当者との連絡方法について
⇒衛星電話等途絶時に通信可能な方法が建設業団体で確保されているか、難しい場合は直接事務所に出向く
- ③出先事務所と一元化窓口の連絡方法
⇒マイクロ回線の活用可能性 等

能登半島地震を踏まえた検討（③有事の際の交通渋滞への対応）

➤ 道路管理者は、道路利用者、地域住民及び報道機関に対して、道路の被災状況、通行可能区間、道路啓開状況について、各種媒体を用いて情報提供を実施

○一般車両の規制のためのSNS活用
 ■活用可能な媒体の整理イメージ

	X	Facebook	LINE	Instagram	ほか
国道事務所	○				YouTube
県	○				
市	○	○	○		YouTube

国、自治体で運用しているSNS(X、Facebook、Instagram、LINE等)も活用し、広く情報提供を実施



■一般車両の規制に関する記者発表(能登半島地震での事例)
 【左:記者発表資料/右:記者発表資料をXにて投稿】

【今後の調整事項(案)】

①各機関で保有する災害時に活用可能なSNSの確認

→有事の際に情報発信可能な媒体
 →優先的に公開するSNS媒体の選定
 (Xを優先的に各機関から配信、
 その他も可能な媒体で配信 等)

②道路啓開状況に合わせて一般車両の流入規制周知に関する情報発信の連携
 →WGメンバーとなる部局からSNS配信運用する部局への速やかな依頼・対応

石川県・北陸地方整備局 で緊急記者発表 (1月18日 18時30分)

石川県・北陸地方整備局 重要・緊急 令和6年1月18日(木) 取り扱い:配布を以て解禁

国道249号の混雑状況と移動に関するお願い

令和6年能登半島地震で亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに改めてお見舞いを申し上げます。

国道249号の七尾市大津交差点から穴水町金比羅交差点に多くの車両が集中し、本日18日(木)には、七尾市中島町付近を先頭に交通混雑が発生しました。

移動の円滑化を図るため、①移動時間の分散、②一般車両の能登地方への出控えにご協力ください。

①移動時間の分散のお願い
 国道249号を使って、北向き(穴水・輪島・珠洲など)に移動する場合
 ・AM11時以降～深夜の時間帯
 ・深夜～翌朝7時の時間帯 は交通量も少なく比較的スムーズに移動できます。
 国道249号を使って、南向き(七尾・金沢など)に移動する場合
 ・PM6時以降～深夜の時間帯
 ・深夜～翌日正午の時間帯 は交通量も少なく比較的スムーズに移動できます。

②一般車両の能登地方への出控えのお願い
 人命救助や復旧作業のために多くの車両が能登地方に入っています。一般の車両が混在するとこれらの作業に支障が生じることから、一般車両の能登地方への移動は控えて頂くようご理解とご協力をお願い致します。

<記者発表先> 新潟県政記者クラブ、新潟政記者クラブ、新潟県内専門紙、富山県政記者クラブ、富山県内専門紙、石川県政記者クラブ、石川県内専門紙

お問い合わせ先
 ■が管理する道路に関すること
 国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路計画課 課長 北出 一雄
 新潟県中央区 関町1-1-1 電話 025-280-8880 (代表)

■が管理する道路に関すること
 石川県 道路整備課 課長 小寺 泰
 石川県金沢市経路1-1 電話 076-225-1111 (代表)

交通量が少ない時間帯を比較的スムーズに移動できる時間帯としてお知らせし、移動時間の分散をお願い

【公式】国土交通省 北陸地方整備局 @mit_hokuriku

【重要】国道249号の混雑状況と移動に関するお願い
 #国道249号 七尾市～穴水町付近に多くの車両が集中し、#交通混雑が発生しています。
 移動の円滑化を図るため
 ①移動時間の分散
 ②一般車両の能登地方への出控え
 にご協力をお願いします。
 #令和6年能登半島地震 #国土交通省 #道路 #復旧

午後7:05 - 2024年1月18日 5,297件の表示

令和5年度

事務局 打合せ (R5. 6. 29、R5. 9. 5、R5. 11. 29)

- 【確認事項】
- 確認事項、検討事項の進捗確認

R5 第5回 ワーキンググループ R5. 11. 30
HP掲載 (改訂資料公表) R5. 12. 25

- 【承認事項】 & 【HP掲載事項】
- ワーキング規約・体制 (変更内容承認)
 - 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画 (案)
※以下の内容を主に更新、追記
 - ・ 主要拠点、啓開ルート of 更新
 - ・ 情報共有システムの活用を追記
 - ・ 緊急通行車両及び規制除外車両届出を追記
 - ・ 指揮命令系統の更新
 - ・ 訓練の実施

事務局 打合せ (R6. 2. 13)

- 【確認事項】
- 確認事項、検討事項の進捗確認

令和6年度

事務局 打合せ (R6. 6. 29)

- 【確認事項】
- 令和6年度の検討体制
 - 令和6年度検討事項とスケジュール
 - 確認事項、検討事項の進捗確認

今回

R6 第6回 ワーキンググループ R6. 9. 19
HP掲載 (中間報告)

- 【追加検討事項等の説明】
- 防災業務計画の見直し内容
 - 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画 (案) の見直し検討項目について
 - 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画 (案) の改訂スケジュールについて

事務局 打合せ (R6. 9. 19)

- 【確認事項】
- 確認事項、検討事項の進捗確認

※適宜、関係機関協議 (建設業団体やワーキングメンバー等) を実施

事務局 打合せ (R6. 11頃開催予定)

- 【確認事項】
- 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画 (案) の改訂案について
 - その他、確認事項、検討事項の説明

R6 第7回 ワーキンググループ (年内)
HP掲載 (改訂計画)
※冒頭のみ取材可、記者発表

- 【承認事項】 & 【HP掲載内容】
- 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画 (案) 能登半島地震を踏まえた対応、雪害等対応
 - 公表内容: 計画全体 (改訂版)

事務局 打合せ (R7. 2頃開催予定)

- 【確認事項】
- 確認事項、検討事項の進捗確認

■兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案) 第5回WGでの指摘を踏まえた今年度の対応状況

【資料-4】

No	機関名	ページ	項目	意見等	対応方針	対応方針
1	近畿地方整備局 道路部 道路管理課	94	関係機関との連携に向けた対策検討	資器材運搬体制の構築のための関係団体(兵庫県トラック協会等)との連携可能性を検討中 ※検討中⇒検討に修正	修正(検討中⇒検討)	前回改訂で対応済み
2	兵庫県 土木部 道路保全課	60	道路啓開初動時の対応手順	道路啓開計画の発動基準を追記すべき。	今後の事務局会議等で協議(発動基準の明確化)	対応中 (事務局にて検討中)
		14	⑥災害対策拠点	港湾関係の事務所を追加すべき(県:尼崎港管理事務所)	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		25	誤字	「23 下内膳物部線」→「23 下内膳物部線」	修正(下内膳物部線を削除(洲本五色線に変更のため))	前回改訂で対応済み
		30	尼崎市記念公園への進出ルート	「尼崎市市道山手幹線」→「県道13号尼崎池田線」に修正	修正(「尼崎市市道山手幹線」→「県道13号尼崎池田線」)	前回改訂で対応済み
		33	五色県民健康村グラウンドへの進出ルート	「洲本定住・交流促進センター」から県道洲本五色線で結ぶルートの方が距離が短い、津名一宮ICから県道福良江井岩屋線を經由するルートになっているのは何か理由があるのか。	今後の事務局会議等で協議(変更して問題ないか確認)	今年度改訂で反映予定
		34	鳴門岬駐車場「うずまちテラス」への進出ルート	「淡路島南IC」ではなく「西淡三原IC」からの進出ルートになっているのは何か理由があるのか。	今後の事務局会議等で協議(変更して問題ないか確認) ※「うずまちテラス」は新規追加の拠点だが、近接する既存拠点(例:南あわじ市阿万スポーツセンターグラウンド)の進出ルートも「西淡三原IC」からのルートとなっており整合を図っている	今年度改訂で反映予定
		57~58	「指示及び連絡系統(案)」	港湾関係の事務所を追加すべき(県:尼崎港管理事務所)。	今後の事務局会議等で協議(指示及び連絡系統(案))	今年度改訂で反映予定
3	兵庫県 土木部 港湾課	27	阪神南広域防災拠点(今津浜公園)の経路	国道573号→県道573号	修正(国道573号→県道573号)	前回改訂で対応済み
		27	ENEOS尼崎油槽所 進出ルート	県道57号尼崎港線と臨港道路東海岸町1号線の間にある尼崎市道が漏れている	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
		28	尼崎西宮芦屋港東海岸町沖 進出ルート	県道57号尼崎港線と臨港道路東海岸町1号線の間にある尼崎市道が漏れている	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
		28	尼崎西宮芦屋港(東海岸町沖地区)の経路	臨港道路東海岸町沖1号線と終点の間にある臨港道路東海岸町沖2号線が漏れている	修正(臨港道路東海岸町沖2号線を追加)	前回改訂で対応済み
		28	尼崎西宮芦屋港(東海岸町沖地区)の経路終点	東海岸町地区→東海岸町沖地区	修正(東海岸町地区→東海岸町沖地区)	前回改訂で対応済み
		78	道路啓開の手順(留意点)	水難救助法→水難救護法	修正(水難救助法→水難救護法)	前回改訂で対応済み
		103	管理者別啓開図(尼崎市)	県道と臨港道路の間にある尼崎市道が漏れている	修正(道路管理者を臨港道路⇒市道に修正)	前回改訂で対応済み
4	兵庫県 阪神南県民センター 西宮土木事務	25	沿岸部ルート	p103~105の図面から記載もれのある路線がある(県道42号尼崎宝塚線、県道339号昭和本町町線、県道49号芦屋停車場線、県道344号奥山精道線、県道573号芦屋鳴尾浜線 臨港道路東海岸町1号線、臨港道路今津線)	修正(指摘路線のうち、「沿岸部への進出ルート」に該当する県道42号尼崎宝塚線を追加)	前回改訂で対応済み
		103	管理者別啓開図(尼崎市)	尼崎市道を臨港道路として着色している	修正(道路管理者を臨港道路⇒市道に修正)	前回改訂で対応済み
5	兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所	8	⑥災害対策拠点	尼崎港管理事務所を追加(土木事務所⇒土木事務所等)	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		14	⑥災害対策拠点	尼崎港管理事務所を追加	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		27	ENEOS尼崎油槽所 進出ルート	尼崎市道を追加	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
		28	尼崎西宮芦屋港東海岸町沖 進出ルート	尼崎市道を追加	修正(尼崎市道を追加)	前回改訂で対応済み
		58	「指示及び連絡系統(案)」	「兵庫県港湾課」「尼崎港管理事務所」を追記	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
		103	管理者別啓開図(尼崎市)	尼崎市道を臨港道路として着色している	修正(道路管理者を臨港道路⇒市道に修正)	前回改訂で対応済み
6	尼崎市 都市整備局 土木部 道路課	14	⑥災害対策拠点	市内3警察署や尼崎港管理事務所など県の施設が拠点として記載されておきませんが、県が指定する緊急輸送道路の災害拠点として指定されており、尼崎市地域防災計画にも記載する予定にしておりますので今回の南海トラフの拠点にも記載が必要と考えております。	今後の事務局会議等で協議(2.4.1 主要拠点選定の考え方)	今年度改訂で反映予定
7	洲本市 都市整備部 建設課	110	管理者別啓開図(洲本市)	県道46号洲本五色線の一部が、市管理道路(紫色)明示になっています。	修正(市管理⇒県管理) ※隣接する市道も修正(県管理⇒市管理)	前回改訂で対応済み
		110	管理者別啓開図(洲本市)	市道(加茂中央線)⇒県道(洲本五色線)に管理者変更	修正(県道洲本五色線に修正)	前回改訂で対応済み
8	南あわじ市 建設課	44	啓開ルートの選定	主要拠点(南あわじ市文化体育館)への進出ルートが昨年年度見直された兵庫県地域防災計画(緊急輸送道路ネットワーク)と合致していないが、兵庫県の見直しの趣旨(道路整備による安全性の変化)を踏まえたルートに合致させていただきたい。	修正(緊急輸送道路に合うようにルートを修正)	前回改訂で対応済み
9	兵庫県警察本部 交通部交通規制課	97	事前準備(緊急交通路・緊急輸送道路)	説明文は緊急交通路に関するものなので、緊急輸送道路は削除	修正(緊急輸送道路の文言を削除)	前回改訂で対応済み
		98	事前準備(事前届の注意事項)	修正(事前届出済証⇒標章等)	修正(事前届出済証⇒標章等)	前回改訂で対応済み
		99	事前準備(申請書類)	修正(証明証⇒標章)	修正(証明証⇒標章)	前回改訂で対応済み
10	(一社)兵庫県建設業協会 神戸支部	58	建設業団体への指揮命令系統明確化	神戸支部の場合、神戸市との関係から、国道は貴事務所から当支部に連絡が入り、県道・市道は、神戸市から神戸市建設協会に連絡が入るのか、或いは、国道を含めて神戸市の対応になるのか、ご確認をお願いいたします。	今後の事務局会議等で協議(以下の指揮命令系統で確認) 直轄国道、兵庫国道事務所⇒兵庫県建設業協会神戸支部 県道・市道・港湾道路:神戸市⇒神戸市建設協会	対応中 (事務局にて検討中)
11	神戸市建設協会	その他	割付図	兵庫県建設業協会神戸支部会員と神戸市建設協会会員の多くが重複している件につきまして、実際の運用上支障が生じないよう、引き続き調整をお願い致します。	引き続き調整します	前回改訂で対応済み
12	関西電力送配電株式会社 神戸本部配電G	56、71、75		2020年の分社化により関西電力株式会社から関西電力送配電株式会社に変更	修正(社名変更)	前回改訂で対応済み